

令和 2 年
第 3 回八雲町議会臨時会
議 題

開会 令和 2 年 4 月 2 4 日
閉会 令和 2 年 4 月 日

八 雲 町

令和2年第3回八雲町議会臨時会議件一覧

[illegible]

議案第 1 号

令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度八雲町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,318 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,990,116 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		1,098,803	301	1,099,104
	2 国庫補助金	407,367	301	407,668
19 繰入金		2,290,974	11,865	2,302,839
	1 基金繰入金	2,290,974	11,865	2,302,839
20 繰越金		27,313	152	27,465
	1 繰越金	27,313	152	27,465
歳入合計		14,977,798	12,318	14,990,116

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		2,402,706	453	2,403,159
	2 児童福祉費	912,493	453	912,946
7 商工費		337,300	4,200	341,500
	1 商工費	337,300	4,200	341,500
10 教育費		1,269,152	7,665	1,276,817
	4 社会教育費	125,079	7,665	132,744
歳出合計		14,977,798	12,318	14,990,116

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	1,098,803	301	1,099,104
19 繰入金	2,290,974	11,865	2,302,839
20 繰越金	27,313	152	27,465
歳入合計	14,977,798	12,318	14,990,116

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	2,402,706	453	2,403,159
7 商工費	337,300	4,200	341,500
10 教育費	1,269,152	7,665	1,276,817
歳出合計	14,977,798	12,318	14,990,116

補正額の財源内訳			
特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
301	0	0	152
0	0	4,200	0
0	0	7,665	0
301	0	11,865	152

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	-19,228	301	19,529
計	407,367	301	407,668

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
2 ふるさと応援基金繰入金	2,030,292	11,865	2,042,157
計	2,290,974	11,865	2,302,839

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

	千円	千円	千円
1 繰越金	27,313	152	27,465
計	27,313	152	27,465

節		説	明
区	分		
	金 額		
2 児童福祉費補助金	千円 301	子ども・子育て支援事業費補助金	千円 301

1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 11,865	ふるさと応援基金繰入金	千円 11,865

1 前年度繰越金	千円 152	前年度繰越金	千円 152

3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	千円 777,935	千円 453	千円 778,388	千円 301	千円	千円	千円 152
計	912,493	453	912,946	301	0	0	152

7 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	千円 250,630	千円 4,200	千円 254,830	千円	千円	千円 4,200	千円
計	337,300	4,200	341,500	0	0	4,200	0

10 款 教育費

4 項 社会教育費

3 図書館費	千円 36,274	千円 7,665	千円 43,939	千円	千円	千円 7,665	千円
計	125,079	7,665	132,744	0	0	7,665	0

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 453	千円 児童手当システム改修業務委託料 453

18 負担金補助及び交付金	千円 4,200	千円 町内産品需要喚起対策支援事業補助金 4,200

14 工事請負費	千円 7,665	千円 空調設備改修工事請負費 7,665

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

八雲町長 岩 村 克 詔

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険税条例（平成20年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において

所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6項及び第7項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 1 日

八雲町長 岩 村 克 詔

令和２年度八雲町一般会計補正予算（第２号）

令和２年度八雲町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,467 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,977,798 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 2,289,489	千円 1,485	千円 2,290,974
	1 基金繰入金	2,289,489	1,485	2,290,974
20 繰越金		26,331	982	27,313
	1 繰越金	26,331	982	27,313
歳入合計		14,975,331	2,467	14,977,798

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		千円 62,746	千円 982	千円 63,728
	1 労働費	62,746	982	63,728
7 商工費		335,815	1,485	337,300
	1 商工費	335,815	1,485	337,300
歳出合計		14,975,331	2,467	14,977,798

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
勤労者融資円滑支援事業により 勤労者が借入れた資金に対す る利子及び保証料補給金	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	融資額に対する利率の うち0.8%以内

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	2,289,489	1,485	2,290,974
20 繰越金	26,331	982	27,313
歳入合計	14,975,331	2,467	14,977,798

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 労働費	62,746	982	63,728
7 商工費	335,815	1,485	337,300
歳出合計	14,975,331	2,467	14,977,798

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	982
0	0	1,485	0
0	0	1,485	982

2 歳 入
19 款 繰入金
1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,028,807	千円 1,485	千円 2,030,292
計	2,289,489	1,485	2,290,974

20 款 繰越金
1 項 繰越金

1 繰越金	千円 26,331	千円 982	千円 27,313
計	26,331	982	27,313

3 歳 出
5 款 労働費
1 項 労働費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 労働諸費	千円 42,405	千円 982	千円 43,387	千円	千円	千円	千円 982
計	62,746	982	63,728	0	0	0	982

7 款 商工費
1 項 商工費

2 商工振興費	千円 249,145	千円 1,485	千円 250,630	千円	千円	千円 1,485	千円
計	335,815	1,485	337,300	0	0	1,485	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 1,485	ふるさと応援基金繰入金 千円 1,485

1 前年度繰越金	千円 982	前年度繰越金 千円 982

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	千円 982	勤労者融資円滑支援事業補助金 千円 982

18 負担金補助及び交付金	千円 1,485	町内産品需要喚起対策支援事業補助金 千円 1,485

債務負担行為補正に関する調書

1 公債費に準ずる債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	元 年度未 までの支出 (見込) 額	2 年 度 支 出 額	3 年度以降の支出予定額			
					金 額	財 源 内 訳		
						国 道 支 出 金	地方債	その他の 特定財源 一般財源
勤労者融資円滑支援 事業により勤労者が 借入れた資金に対 する利子及び保証料 補給金	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	融資額に対す る利率のうち 0.8%以内						
現 況	自：令和 2 年度 至：令和 3 年度	242			242			242

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損失補償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 10 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損失補償額の決定について

町は、八雲町水洗便所等改造資金融資幹旋規則（平成 18 年八雲町規則第 23 号）第 8 条の規定に基づき、金融機関が貸付けた貸付金について、町及び金融機関において借受者、連帯保証人のいずれも弁済が困難であると認めたので、町長と金融機関が平成 18 年 4 月 1 日に締結した八雲町水洗化等改造資金融資幹旋業務取扱契約第 3 条第 2 項の規定により、その損失を補償するため、次のとおり損失補償の額を決定する。

1. 損失補償の額 70,000 円
2. 損失補償の相手方 茅部郡森町字御幸町 115 番地
渡島信用金庫 理事長 伊 藤 新 吉

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損失補償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 10 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損失補償額の決定について

町は、八雲町水洗便所等改造資金融資幹旋規則（平成 18 年八雲町規則第 23 号）第 8 条の規定に基づき、金融機関が貸付けた貸付金について、町及び金融機関において借受者、連帯保証人のいずれも弁済が困難であると認めたので、町長と金融機関が平成 18 年 4 月 1 日に締結した八雲町水洗化等改造資金融資幹旋業務取扱契約第 3 条第 2 項の規定により、その損失を補償するため、次のとおり損失補償の額を決定する。

1. 損失補償の額 70,000 円
2. 損失補償の相手方 茅部郡森町字御幸町 115 番地
渡島信用金庫 理事長 伊 藤 新 吉

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損失補償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 10 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損失補償額の決定について

町は、八雲町水洗便所等改造資金融資幹旋規則（平成 18 年八雲町規則第 23 号）第 8 条の規定に基づき、金融機関が貸付けた貸付金について、町及び金融機関において借受者、連帯保証人のいずれも弁済が困難であると認めたので、町長と金融機関が平成 18 年 4 月 1 日に締結した八雲町水洗化等改造資金融資幹旋業務取扱契約第 3 条第 2 項の規定により、その損失を補償するため、次のとおり損失補償の額を決定する。

1. 損失補償の額 100,000 円
2. 損失補償の相手方 茅部郡森町字御幸町 115 番地
渡島信用金庫 理事長 伊 藤 新 吉

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 24 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損失補償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 10 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損失補償額の決定について

町は、八雲町水洗便所等改造資金融資幹旋規則（平成 18 年八雲町規則第 23 号）第 8 条の規定に基づき、金融機関が貸付けた貸付金について、町及び金融機関において借受者、連帯保証人のいずれも弁済が困難であると認めたので、町長と金融機関が平成 18 年 4 月 1 日に締結した八雲町水洗化等改造資金融資幹旋業務取扱契約第 3 条第 2 項の規定により、その損失を補償するため、次のとおり損失補償の額を決定する。

- | | |
|-------------|--|
| 1. 損失補償の額 | 460,000 円 |
| 2. 損失補償の相手方 | 茅部郡森町字御幸町 115 番地
渡島信用金庫 理事長 伊 藤 新 吉 |

